

# 横須賀市立看護専門学校同窓会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は「横須賀市立看護専門学校同窓会」と称する。

### (目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と資質の向上をはかり、母校の発展に寄与する事を目的とする。

### (事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事を行う。

2. 会報及び会員名簿の刊行
3. 会員相互の連絡ならびに親睦
4. 母校行事の支援
5. 会員の資質向上の為の講演・研修会等の開催
6. その他必要と認めた事項

### (事務局)

第4条 本会の事務局は、横須賀市立看護専門学校におく。

## 第2章 会員・正会員

### (会員・正会員)

第5条 本会の会員は、以下のとおりとする。

2. 卒業した時点で会員となる。
3. 会費納入をもって正会員となる。
4. 正会員は永久会員となる。
5. 正会員は、各期生ごとに同窓会委員2名ないし3名を選出する。
6. 各期生とは、卒業年度の期生をいう。
7. 正会員は、住所の移転その他異動のある時は直ちに事務局に報告する。
8. 正会員は、本会の名誉を毀損する行為のある場合は、総会の議決によって除名される事がある。
9. 正会員となる場合は、いつでも申し込むことができる。
10. 会員・正会員について、定期総会5回目までは総会時の議決に関して、会員・正会員総数と考える。

### (会計)

第6条 会員は、入会にあたって入会金および会費5,000円を納入する。(入会金3,000円および永久会費2,000円)新卒業生は、卒業時に納入することとし、納入会費は返金しない。なお本会は、総会で議を経た場合は別に臨時に会費を徴収する事を認める。

第7条 本会の経費は、会費、寄付金、利息及びその他必要に応じて徴収する経費をもってあてる。

第8条 本会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、定期総会時に監査報告する。

## 第3章 役員

### (役員)

第9条 本会に次の役員及び同窓会委員をおく。

会 長	1名
副 会 長	2名
書 記	3名
会 計	3名
広 報	3名
会計監査	2名
同窓会委員	各期生 2名～3名まで

### (職務)

第10条 役員職務は次の通りとする。

2. 会長は本会を代表し、会務を総括する。  
会長は役員会・同窓会委員会に置いて選出され、総会で承認を得た者とする。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはこれを代行する。  
副会長は会長が会員の中から指名する。
4. 書記は本会の総会、役員会の議事を記録し保管する。
  - (1) 書記は会長が会員の中から指名する。
  - (2) 書記は総会、他役員会の記録をする。
5. 会計は本会の財務を担当し、年度毎決算する。
6. 会計監査は毎年度末に会計を監査する。
7. 広報は本会を活性化させるための広報活動をする。
8. 同窓会委員は各期生毎に2名～3名選出され、会長が任命する。
9. 役員は役員会を組織し、本会の事務執行にあたり、重要な事項は総会に於いて討議決定する。  
ただし、緊急を要する事項は役員会がこれを処理する。

### (任期)

第11条 役員任期は3年とし再任を妨げない。

2. 本会の年度は、6月1日から翌年5月31日までとする。
3. 役員に欠員が生じた場合、役員会で会長が後任を任命する。後任者の任期は前任者の残任期間とする。役員が辞任しようとする時、またはその任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

## 第4章 顧問及び特別会員

第12条 本会に若干の顧問をおくことができる。

2. 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問は本会の重要事項について会長の諮問に応じる。
4. 顧問は本会の運営につき相談役となる。
5. 特別会員は、本施設の職員であった者、またはその職にある者、及びその他、本会で適当と認められた者。
6. 顧問・特別会員は会費を免除される。

## 第5章 会議

### (総会)

- 第13条 会議は、定期総会、臨時総会、役員会（同窓会委員会を含む）とする。
2. 定期総会は、年1回開催し、会長が招集する。  
日時は、毎年5月第3週土曜日とする。
  3. 定期総会後は懇親会を催し、会員の親睦を図る。
  4. 定期総会は、本会の最高議決機関とする。
  5. 定期総会の議長は、総会に出席した、会員の互選により選出する。

### (役員会)

#### 第14条

2. 会の進行は会長が行う、ただしやむを得ない場合は副会長が代行する。
3. 役員会（同窓会委員を含む）毎年3回以上開催する。
4. 役員会は次の事項につき審議する。  
1. 会則の変更 2. 事業計画 3. 予算および決算 4. その他必要な事項
5. 役員会は役員3分の2以上の出席により成立し、決議は半数以上の多数決による。
6. 臨時総会の開催は、役員会が必要と認めたとき、または会員から招集を要求された場合には、遅滞なく招集しなければならない。
7. 役員会は会長、副会長、書記、会計、広報、会計監査、同窓会委員で構成され、会長が招集する。

### (議決)

- 第15条 定期総会は正会員数の出席者（委任状を含む）の10分の1以上が出席しなければ、その議事を議決することはできない。
2. 臨時総会は正会員の5分の1以上が出席（委任状を含む）しなければ、その議事を開き議決することはできない。
  3. 議事の可否同数のときは会長が決定する。
  4. 臨時総会の議長は出席した会員の互選により選出する。

### (総会における委任)

- 第16条 やむを得ず、総会に欠席する場合、代理人を選出し正会員に表決委任することができる。  
この場合出席したものとみなす。

- 第17条 役員会は次に次に掲げる事項を審査する。

2. 定期総会に提出する議題。
3. 会長に諮問された時。
4. 定期総会で委任された事項。

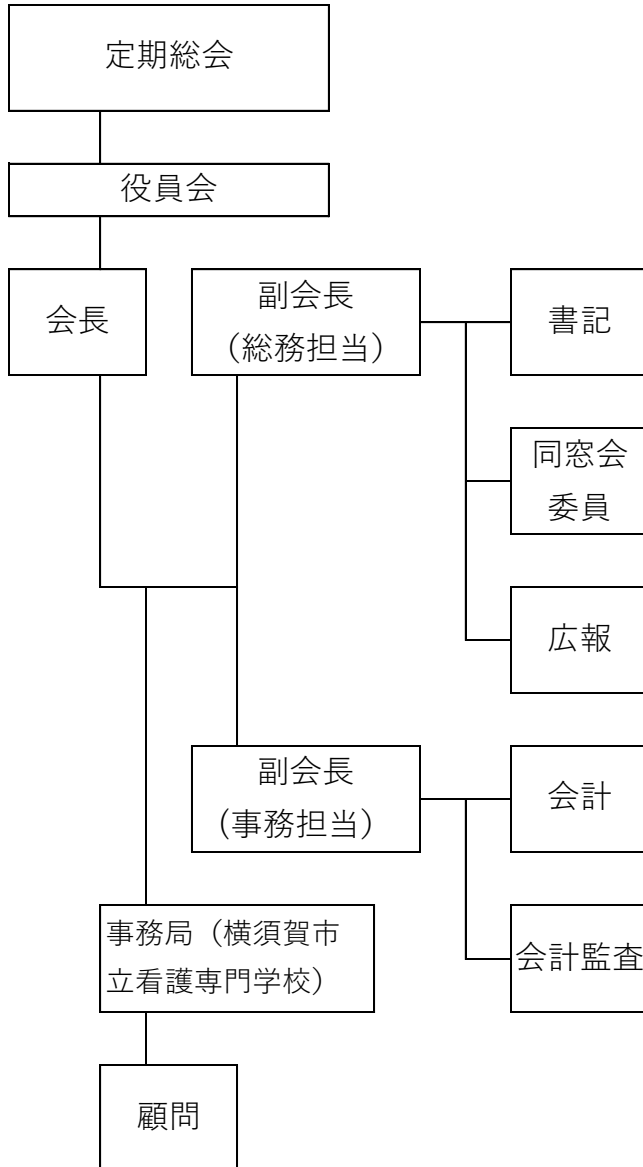
- 第18条 次の事項は定期総会に提出しその承認を得なければならない

2. 事業計画及び収支予算。
3. 事業報告及び収支決算。
4. 財産目録及び貸借対照表。
5. その他役員会で必要と認めた事項。

## 第6章 会則の変更並びに解散

第19条 会則の変更並びに解散は総会の決議に依らなければならない。  
会則変更、本会解散については定期総会の決議による。

### 横須賀市立看護専門学校同窓会 組織図

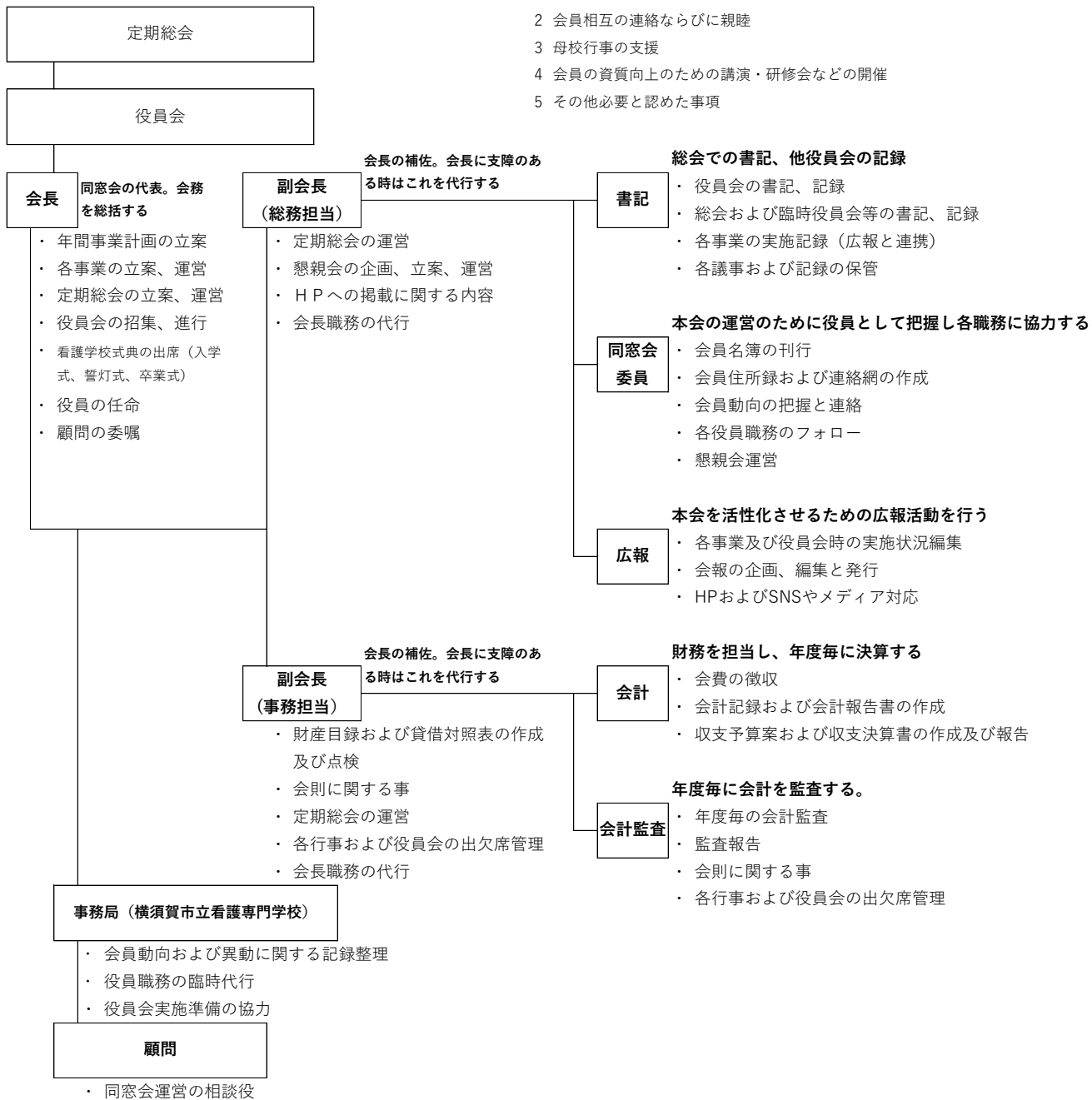


#### < 事業 >

- 1 会報および会員名簿の刊行
- 2 会員相互の連絡ならびに親睦
- 3 母校行事の支援
- 4 会員の資質向上のための講演・研修会などの開催
- 5 その他必要と認めた事項

\* 会則 第3条より

- 1 会報および会員名簿の刊行
- 2 会員相互の連絡ならびに親睦
- 3 母校行事の支援
- 4 会員の資質向上のための講演・研修会などの開催
- 5 その他必要と認めた事項



附則 本会則は 平成 29 年 6 月 1 日より施行する。  
 改訂 本会則は 平成 30 年 5 月 26 日より施行する。  
 改訂 本会則は 令和 6 年 9 月 21 日より施行する。